

鳥取縣公報

昭和二十五年八月八日
火曜日
第二千三百三十二号

告示

◇鳥取縣告示第百八十四号
岩美、八頭、東伯各地方事務所管内において縣稅檢査章、縣稅滯納者財產差押証票及び檢稅吏員証を次のように返納並びに交付した。

昭和二十五年八月八日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

区分	番号	交付返納年月日	所屬庁	職名	氏名	縣稅滯納者財產差押証票	交付	返納	場所	職名	氏名
縣稅檢査章	四六	昭和二十五年七月二十二日	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	田中 篤	四七	岩美	同	同	同	伊藤幸太郎
	一六三	同	同	同	高木 昭三	二	岩美	同	同	同	田中 篤
	一二七	同	同	同	森田 東明	同	八頭	同	同	同	上村 利幸
	一二八	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	米沢 眞弓
	一六四	同	同	同	高木 昭三	同	東伯	同	同	同	高木 昭三
	一六五	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一六六	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一六七	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一六八	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一六九	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七〇	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七一	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七二	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七三	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七四	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七五	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七六	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七七	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三
	一七八	同	同	同	高木 昭三	同	同	同	同	同	高木 昭三

本書ノ大キサハ規定規格A五判

00979

同	六〇	同十八日同	同	同	安養寺信義
同	六一	同	同	同	平尾 生
同	五二	同	同	同	高木 昭三
同	六二	同	同	同	森反 実

◇鳥取縣告示第三百八十五号
 建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。
 昭和二十五年八月八日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
(5)第一六九号

昭和二十五年
七月五日

北條建設組

東伯郡下北條村大字下神五六七ノ一

高坪 亀藏

同 第一七〇号

同 二十一日

藤谷工業所

米子市日野町一三

藤谷 釈男

同 第一七一号

同 同

有限会社 中国電材社

同 明治町八

取締役社長

竹本 茂

同 第一七二号

同 同

松本組

西伯郡上道村一、七七八

松本 武之

同 第一七三号

同 同

山下組

米子市尾高町五三

山下万三郎

◇鳥取縣告示第三百八十六号

東伯郡天神野耕地整理組合の組合長並びに組合副長に左の者を選任について昭和二十五年八月一日認可した。
 昭和二十五年八月八日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

組合長 衣笠直市
 組合副長 竺原安延

00980

◇鳥取縣告示第三百八十八号

自作農創設特別措置法第三十條の規定により昭和二十五年三月二日をもつて買収した土地につき同法第三十四條の規定に基づき第九條第一項但書の規定によつて(買収令書の交付をすることができないもの)につきその交付に代え(次の)ように公告する。
 昭和二十五年八月八日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

買収令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	土地の所在	地 番	地 区		面積	対 價	買収期日	現金払
					地 合帳	現 況				
鳥取西小鹿 士R1701	安藤 清	鳥取縣東伯郡小鹿 村西小鹿167	東伯郡小鹿村 西小鹿字片倉	142 143	山林 山林	計	1.601 761.77 4.125 198.77 5.726 274.94	同	昭和 25.8.2	274.94
同 1702	山本 幾子	同	同 宇加市	112	原野	伐採跡	.306	15.20	同	15.20
同 1703	秋崎 滝藏	同	同	113 114	原野 山林	山林 計	2.206 721 2.927 142.08	105.49 36.59 142.08	同	142.08
同 1704	秋崎 しも	同	同	119ノ1 同ノ2	同 畑	同 計	3.311 1.405 4.715	158.88 67.58 225.91	同	225.91
同高城 代土よ1707	大西 忠義	東伯郡大誠村大字 鳥取縣高城村 今在家字赤坂	487ノ1	山林	山林		6.928	555.39	同	555.39

00981

同津ノ井 土1705	棟尾清太郎	岩美郡津ノ井村生 山178	岩美郡津ノ井 村生山菅蒲谷	632ノ2	山林	山林	4,203	909.36	同	909.36
同土1706	井上 光美	同 47	同字鎌谷字正 法寺	508ノ1 ノ3 492ノ2 501ノ2 502	同 同 同 同 同	同 同 同 同 計	4,316 3,000 5,000 7,000 100	1,127.52 777.60 1,296.00 1,814.40 25.92	同	5,041.44
同小鴨委 土1701	山下 幸永	東伯郡小鴨村東鴨 41	東伯郡小鴨村 東鴨字新田	1085	山林	原野	1,000	90.72	同	90.72
同 1704	大羽 賢通	同倉吉町廣瀬町 2021	同字墓前	26ノ1 26ノ3	原野	竹林 計	0.95 1,025 1,120	0.32 42.18 42.45	同	42.45
同泊委 土1701	長 英治	同泊村原610	同泊村園字大 林	2137ノ2	山林	山林	2,000	220.32	同	220.32
同榮委 土1702	長谷川岩太郎	同榮村西高尾443	同榮村西高尾 字貝谷	236ノ16	原野	原野	1,000	47.52	同	47.52
同 1705	村岡 重夫	同 534	同字宮谷	336ノ36 同ノ37	同 同	同 計	1,110 1,110 2,220	53.85 53.85 107.70	同	107.70
同 1706	村岡 保崇	同 475	同	同ノ38 同ノ39	同 同	同 計	1,110 1,110 2,220	53.85 53.85 107.70	同	107.70
同浦安委 土1702	盛山 重吉	同浦安町槻下966	同浦安町槻下 字水溜の	843ノ2	山林	同	2,000	207.36	同	207.36

00982

鳥取縣告示第三百八十九号
兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として
次のように認可した。
昭和二十五年八月八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設の種類	経営主体	施設の名称	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	個人	吉方保育園	片山正道	鳥取市吉方二区	六〇名	昭和二十五年四月二十日

鳥取縣告示第三百九十号
農村工業対象工場を次の通り登録した。
昭和二十五年八月八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	工場名	所在地
第一号	鳥取縣販売農業協同組合連合会 農産加工倉吉工場	東伯郡小鴨村大字岡田
第二号	同 賀露工場	鳥取市賀露町
第三号	同 伯耆酪農組合製酪工場	東伯郡八橋町

鳥取縣告示第三百九十一号
建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように
建設業者登録簿に変更登録した。
昭和二十五年八月八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所在地	申請者氏名
第一号	昭和十五年一月一日	鳥取縣知事事務所	鳥取市藪片原四三番地	石原 薫
第二号	昭和十五年七月七日	砂見組	元岩美郡大岩町大字平野一八四番地ノ一 改鳥取市藪片原町四三番地	砂見 龜藏

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第八号

鳥取縣教育課程審議會規程を次のように定める。

昭和二十五年八月八日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育課程審議會規程

(所掌事務)

第一條 鳥取縣教育課程審議會(以下「審議會」という。

)は、教育課程に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じ調査研究審議する。

(組織)

第二條 審議會は委員三十名以内で組織する。

2 専門の事項を調査研究審議するため必要があるときは、審議會に専門委員を置くことができる。

第三條 委員及び専門委員は教育職員、学識経験ある者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

第四條 委員の任期は、二年とし、再任を許さない。

欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は専門の事項の調査研究審議が終つたときは退任するものとする。

第五條 審議會に会長一名、副会長一名、幹事若干名を置く。

2 会長、副会長及び幹事は委員の互選とする。

第六條 会長は会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

3 幹事は本会の庶務を掌る。

(専門部会)

第七條 審議會は必要に応じ専門部会を設けることができる。

第八條 特別の事項を調査研究審議するため必要があるときは、専門部会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は審議會の決議を経てその都度会長が委嘱する。

公 告

鳥取縣公報の購読のおすすめ!!

鳥取縣公報は、縣條例、規則、告示、訓令及び選挙管理委員会、縣公安委員会、教育委員会、農地委員会、労働委員会等の規則、告示その他の公表事項を掲載し、毎週二回(火曜日、金曜日)のほか号外を発行しております。続いて御購読になれば縣行政各般の周知に御便宜のことと存じます。御希望の向に対しては申込みによつて発行の都度お送りしますから至急御申込み下さい。

なお購読料は送料共一ヶ月百円で縣から納額告知書を差上げますからそれによつてお払込みをお願いします。

(廣報文書課)

3 臨時委員の任期は第四條二項に準ずる。

第九條 専門部会の委員は審議会委員、専門委員及び臨時委員をもつてこれに充てる。

第十條 専門部会は調査研究審議の結果を審議会に報告するものとする。

(議事)

第十一條 審議会の議事は出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

2 前項の規定は専門部会の議事に準用する。

(雜則)

第十二條 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。